

令和7年度第2回奈良県地域職業能力開発促進協議会 議事次第

令和8年3月17日(火)
14:00～16:00
ホテル日航奈良 羽衣

1 開会

2 議題

- (1) 令和7年度第1回奈良県地域職業能力開発促進協議会について
- (2) 令和6・7年度公的職業訓練の実施状況等について
- (3) 令和8年度奈良県職業訓練実施計画(案)について
- (4) 令和8年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループについて
- (5) その他

3 閉会

奈良県地域職業能力開発促進協議会構成員名簿

	機関・団体等名	委員の職名	氏 名 (順不同・敬称略)
職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部	支 部 長	山田 裕介
	奈良県専修学校各種学校連合会	会 長	大原 敏敬
	奈良県職業能力開発協会	専務理事	竹村 嘉基
	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会	株式会社ニチイ学館奈良支店 支 店 長	山口 真琴
	奈良佐保短期大学	学生・キャリア支援センター 副センター長	荒川 隆
労働者団体	日本労働組合総連合会 奈良県連合会	事務局長	本村 秀史
事業主団体	一般社団法人 奈良経済産業協会	専務理事	江口 良浩
	奈良県中小企業団体中央会	専務理事	中西 秀人
	奈良県商工会議所連合会	常任幹事	古林 葉二
	奈良県商工会連合会	専務理事	今仲 進
職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体	株式会社 ジェイ・アライアンス	代表取締役	橋本 望
学識経験者	大阪経済大学	経済学部 教授	下山 朗
関係機関が必要と認める者	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	常務理事	石井 裕章
労働局	奈良労働局	局 長	石崎 琢也
都道府県	奈良県産業部	部 長	森本 壮一
	奈良県地域創造部 こども・女性局	局 長	畑澤 靖子
	奈良県教育委員会	教育次長	小谷 隆男

奈良県地域職業能力開発促進協議会出席者名簿

【令和7年度第2回】

	機関・団体等名	委員の職名	氏名 (順不同・敬称略)
職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部	支部長	山田 裕介
	奈良県専修学校各種学校連合会	会長	大原 敏敬
	奈良県職業能力開発協会	専務理事	竹村 嘉基
	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会	株式会社ニチイ学館奈良支店 支店長	山口 真琴
	奈良佐保短期大学	学生・キャリア支援センター 副センター長	荒川 隆
労働者団体	日本労働組合総連合会 奈良県連合会	事務局長	本村 秀史
事業主団体	一般社団法人 奈良経済産業協会	専務理事	江口 良浩
	奈良県中小企業団体中央会	専務理事	中西 秀人
	奈良県商工会議所連合会	常任幹事	古林 葉二
	奈良県商工会連合会	専務理事	今仲 進
職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体	株式会社 ジェイ・アライアンス	代表取締役	橋本 望
学識経験者	大阪経済大学	経済学部 教授	下山 朗
関係機関が必要と認める者	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	常務理事	石井 裕章
労働局	奈良労働局	局長	石崎 琢也
都道府県	奈良県産業部	人材・雇用政策課 課長	秋本 諭
	奈良県地域創造部 こども・女性局	こども・女性課 課長補佐	平野 秀俊
	奈良県教育委員会	高校教育課 主幹	小池 真理

【事務局】

機関・団体等名	職 名	氏 名
奈良労働局職業安定部	部 長	樽見 晋平
奈良労働局職業安定部訓練課	課 長	田川 昭久
	課長補佐	中山 浩司
奈良県産業部人材・雇用政策課	課長補佐	織田 健一
	人材育成係長	津田 純也
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部	訓練課長	濱本 寿
	求職者支援課長	中谷 誠次

令和7年度 第2回奈良県地域職業能力開発促進協議会座席表

(敬称略)

大阪経済大学
経済学部
教授 下山 朗

(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構 奈良支部
支部長 山田 裕介

奈良県専修学校各種学校連合会
会長 大原 敏敬

奈良県職業能力開発協会
専務理事 竹村 嘉基

一般社団法人
全国産業人能力開発団体連合会
株式会社ニチイ学館
奈良支店長 山口 真琴

奈良佐保短期大学
学生・キャリア支援センター
副センター長 荒川 隆

日本労働組合総連合会
奈良県連合会
事務局長 本村 秀史

株式会社 ジェイ・アライアンス
代表取締役 橋本 望

社会福祉法人
奈良県社会福祉協議会
常務理事 石井 裕章

一般社団法人奈良経済産業協会
専務理事 江口 良浩

奈良県中小企業団体中央会
専務理事 中西 秀人

奈良県商工会議所連合会
常任幹事 古林 葉二

奈良県商工会連合会
専務理事 今仲 進

奈良労働局
局長 石崎 琢也

奈良県産業部
人材・雇用政策課
課長 秋本 諭

奈良県地域創造部
こども・女性局 こども・女性課
課長補佐 平野 秀俊

奈良県教育委員会事務局
高校教育課
主幹 小池 真理

(事務局)

奈良県産業部 人材・雇用政策課 課長補佐 織田 健一	奈良労働局職業安定部 訓練課 課長 田川 昭久	奈良労働局職業安定部 部長 樽見 晋平	奈良労働局職業安定部 訓練課 課長補佐 中山 浩司
----------------------------------	-------------------------------	------------------------	---------------------------------

(事務局)

奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材育成係長 津田 純也	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構 奈良支部 求職者支援課長 中谷 誠次	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構 奈良支部 訓練課長 濱本 寿
------------------------------------	--	--

入口

報道機関

傍聴席

奈良県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

奈良労働局及び奈良県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、奈良県において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う奈良県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 奈良労働局
- (2) 奈良県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
 - ② 奈良県専修学校各種学校連合会
 - ③ 奈良県職業能力開発協会
 - ④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
 - ⑤ 奈良佐保短期大学
- (4) 労働者団体
 - ① 日本労働組合総連合会奈良県連合会
- (5) 事業主団体
 - ① 一般社団法人奈良経済産業協会
 - ② 奈良県中小企業団体中央会
 - ③ 奈良県商工会議所連合会
 - ④ 奈良県商工会連合会
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ① 株式会社ジェイ・アライアンス
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者
 - ① 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、奈良労働局職業安定部訓練課及び奈良県産業部人材・雇用政策課に置く。

8 その他

- (1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

9 附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。